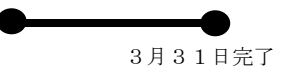
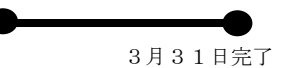


生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）

令和7年4月16日策定
千葉県バス対策地域協議会

1. 生活交通改善事業計画の名称				
令和7年度千葉県ノンステップバス等整備事業計画				
2. バリアフリー化設備等整備事業の目的・必要性				
千葉県に営業所を有するバス事業者が運営する路線に、ノンステップバス等を導入することにより、高齢者や障害者等の路線バスによる移動の利便性及び安全性の向上を図るとともに、公共交通機関としてのバスの利用を促進する。				
3. バリアフリー化設備等整備事業の定量的な目標及び効果				
(1) 事業の目標				
バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）に基づく国の基本方針に沿い、路線バス車両におけるノンステップバスの導入率を、令和7年度末までに80%を目標とする。				
(2) 事業の効果				
病院への通院や公共施設の利用等にバスを利用する高齢者等の移動の負担が軽減される。また、これまで通院等に自家用車で送迎してもらっていた高齢者等がバス利用へ移行するなど、移動の円滑化が図られるとともに、バス利用者の増加が期待される。				
4. バリアフリー化設備等整備事業の内容と当該事業を実施する事業者				
(1) 事業の内容：実施事業者（補助対象事業者）				
・ノンステップバスの導入 95台（大型81台、中型11台、小型3台） （内訳）				
	運行事業者名	種別	台数	事業者計
1	京成バス（株）	大型	16台	計16台
2	京成バス千葉ウエスト（株）	大型	26台	計30台
		中型	4台	
3	京成バス千葉セントラル（株）	大型	16台	計16台
4	京成バス千葉イースト（株）	大型	12台	計19台
		中型	6台	
		小型	1台	
5	東武バスセントラル（株）	大型	6台	計8台
		小型	2台	
6	東洋バス（株）	大型	4台	計4台
7	平和交通（株）	大型	1台	計1台
8	山万（株）	大型	1台	計1台
（実施事業者（補助対象事業者）の身体・知的・精神の3区分における運賃割引率について） 別紙のとおり				

(2) 関連事項（以下、〈 〉内の事業に該当する場合に記載）					
〈バス車両の導入に係る事業〉					
【千葉県の実況】(R6.3月末現在 ※県独自調査)					
総車両数 2,483 台					
対象車両数 2,086 台（総車両数から適用除外認定車両数を除いた数）					
うちノンステップバス 1,599 台 導入率 76.7%					
5. バリアフリー化設備等整備事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額					
令和7年度 ※国令和6年度補正予算による対応含む					
事業の名称	総事業費 割合	国費 割合	都道府県負担 割合	市区町村 負担割合	事業者負担 割合
千葉県ノン ステップバス等 整備事業	2,800,452 千円	130,400 千円	67,200 千円	千円	2,602,852 千円
	100%	4.66%	2.4%	%	92.94%
※本計画策定時点で国補助額が未定であることから、国費割合は最大値を記載している。 国費、都道府県負担割合については、予算の都合等により増減する可能性がある。					
6. 計画期間					
以下項目別に概ねの着手・実施期間を矢印（←→）、または横棒線（——）で記載。 ●で年度ごとの事業着手日、事業完了日を記載					
事業の名称	令和7年度		令和8年度		令和9年度
	4月 9月 12月 3月		4月 9月 12月 3月		4月 9月 12月 3月
ノンステップ バス等の導入	交付決定日 以降着手 95 台  3月31日完了		交付決定日 以降着手 81 台  3月31日完了		交付決定日 以降着手 59 台  3月31日完了
7. 協議会の開催状況と主な議論					
・令和7年3月 千葉県バス対策地域協議会 事業計画の策定について					
8. 利用者等の意見の反映					
県のホームページにて本計画に関する意見を募集 令和7年3月24日～4月4日					
9. 協議会メンバーの構成員					
関係都道府県	千葉県総合企画部交通・規制緩和担当部長 田中 泰史				
地方運輸局	国土交通省関東運輸局千葉運輸支局長 菊池 雅彦				
地方運輸局	国土交通省関東運輸局自動車交通部長 矢吹 尚子				
千葉県市長会を代表する者	旭市長 米本 弥一郎				
千葉県町村会を代表する者	東庄町長 岩田 利雄				
交通事業者	千葉県バス協会長 宮本 貴史				
学識経験者	日本大学名誉教授 榛澤 芳雄				
10. 軽微な変更の取扱いについて					
以下に掲げる変更であって、会長が支障ないと認める場合には、変更に係る協議会の開催を要しない。					
・導入台数の削減 ・車両サイズの縮小（変更しようとする車両の補助対象経費が当初の車両の補助対象経費を超える場合を除く。） ・運行事業者名の変更					

別紙

実施事業者(補助対象事業者)の身体・知的・精神の3区分における運賃割引率について

	身体		知的		精神	
	普通	定期	普通	定期	普通	定期
京成バス(株)	5割引	3割引	5割引	3割引	5割引	なし
京成バス千葉ウエスト(株)	5割引	3割引	5割引	3割引	5割引	なし
京成バス千葉セントラル(株)	5割引	3割引	5割引	3割引	5割引	なし
京成バス千葉イースト(株) (成田営業所、乗合千葉南営業所、成東営業所、中野営業所)	5割引	3割引	5割引	3割引	5割引	3割引
京成バス千葉イースト(株) (四街道営業所、佐倉営業所)	5割引	3割引	5割引	3割引	5割引	なし
東武バスセントラル(株)	5割引	3割引	5割引	3割引	5割引	3割引
東洋バス(株)	5割引	3割引	5割引	3割引	5割引	3割引
平和交通(株)	5割引	3割引	5割引	3割引	5割引	3割引
山万(株)	5割引	5割引	5割引	5割引	5割引	5割引